

様式第1号の1（処分についての審査請求に係る諮問書）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

審 査 庁 名  
〇〇 〇〇

諮 問 書

〇〇法（法律番号）第〇条の規定に基づく処分に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る処分  (処分の種類) <input type="checkbox"/> 申請拒否処分 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 事実上の行為 <input type="checkbox"/> その他	(1) 処分の年月日、記号番号  (2) 処分をした行政庁  (3) 処分の名宛人  (4) 処分の概要
2 審査請求	(1) 審査請求年月日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	① 諮問説明書 ② 審理員意見書 (写し) ③ 事件記録 (写し) ④ 事件記録 (写し) につき法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ⑤ 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 ⑥ 当該処分の決定通知書 (写し) ⑦ 当該処分の申請書及び当該処分に係る審査基準 (写し) 又は当該処分に係る処分基準 (写し) ⑧ その他参考資料
6 審査庁担当課、担当者名 電話、住所等	

(注1) 3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分の維持が適当と考えるため。」「法令に基づく申請の全部を認容することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注2) 5の②の「審理員意見書 (写し)」及び③の「事件記録 (写し)」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

(注3) 5の①、④及び⑤の書類は、行政不服審査会運営規則第6条第1項各号に規定する書類であり、⑥及び⑦は同条第2項第1号から第3号までに規定する書類である。

(注4) 5の⑤～⑦は該当する書類がなければ添付不要であり、⑥及び⑦の書類は、当該書類が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

(注5) 5の⑧の「その他参考資料」とは、法令及び行政不服審査会運営規則により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。

様式第1号の2（不作為についての審査請求に係る諮問書）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

審 査 庁 名  
〇〇 〇〇

諮 問 書

〇〇法（法律番号）第〇条の規定に基づく処分についての不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請	(1) 処分の申請年月日 (2) 処分の申請を受けた行政庁 (3) 処分の申請の概要
2 処理期間	<input type="checkbox"/> 法定処理期間 ①根拠法令及び条項 ②処理期間 <input type="checkbox"/> 標準処理期間  <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 諮問説明書 ② 審理員意見書 (写し) ③ 事件記録 (写し) ④ 事件記録 (写し) につき法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ⑤ 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 ⑥ 当該不作為に係る処分についての申請書 (写し) 並びに当該処分に係る審査基準 (写し) 及び当該処分に係る標準処理期間 (写し) ⑦ その他参考資料
7 審査庁担当課、担当者名 電話、住所等	

(注1) 2の「処理期間」については、該当するものの□にチェックの上、記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「法令に基づく申請に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注3) 6の②の「審理員意見書 (写し)」及び③の「事件記録 (写し)」については、行政不服審

査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

(注4) 6の①、④及び⑤の書類は、行政不服審査会運営規則第6条第1項各号に規定する書類であり、⑥は同条第2項第4号に規定する書類である。

(注5) 6の⑤及び⑥は該当する書類がない場合には添付不要であり、⑥の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

(注6) 6の⑦の「その他参考資料」とは、法令及び行政不服審査会運営規則により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。

様式第2号の1（審査請求の取下げに伴う諮問の取下げ）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

審 査 庁 名  
〇〇 〇〇

諮問の取下げについて

諮問（諮問番号）に係る審査請求事件について、別紙のとおり、行政不服審査法第27条の規定に基づく審査請求の取下げがありましたので、当該諮問を取り下げます。

（別紙）

審査請求取下書（写し）

担当：〇〇〇〇  
連絡先：〇〇〇

様式第2号の2（処分の取消し等に伴う諮問の取下げ）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

審 査 庁 名  
〇〇 〇〇

諮問の取下げについて

諮問（諮問番号）に係る審査請求事件について、審査請求に係る処分の全部を取り消す〔注1〕こととしましたので、当該諮問を取り下げます。

担当：〇〇〇〇  
連絡先：〇〇〇

（注1） 諮問取下理由が処分の全部を取り消す場合以外の以下の場合には、「審査請求に係る処分の全部を取り消す」に代えて、以下の表現とする。

〔事実上の行為の場合〕：「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃する」

〔申請を却下し、又は棄却する処分の場合〕：「審査請求に係る申請の全部を認容すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る申請の全部を認容する」

〔不作為の場合〕：「審査請求に係る処分をすべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る処分を行う」

（注2） 諮問の取下げが上記以外の理由による場合には、当該理由を簡潔に記載する。

〇〇 〇〇 様  
[審査庁名 殿]

行政不服審査会

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた〔貴庁〕は、**諮問番号**に係る審査請求事件（**事件名**）について、行政不服審査法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面等を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には、下記の期限内に提出してください。

記

1 主張書面又は資料の提出期限  
令和〇年〇月〇日（**曜日**）

2 主張書面又は資料の提出方法

主張書面又は資料は、持参、郵送、電子メール又はファックスにて当審査会に提出してください。提出された主張書面又は資料は、返還いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

また、電子メールにて送付される場合には、事務局における受信確認のため、下記担当者宛にお電話をいただきますよう、お願いします。主張書面又は資料はPDFファイルで送付願います（PDFファイル以外で送付する必要がある場合、また、大容量のファイル（10MB以上）を送付する場合には、あらかじめ、下記担当者まで御相談ください。）。

なお、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせ、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなた〔貴庁〕の意見を、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた〔貴庁〕の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

電子メールアドレス：〇〇〇@soumu.go.jp

## 提出する主張書面又は資料の取扱いについて

行政不服審査会 御中

令和 年 月 日

(氏 名) [審査庁名〇〇 〇〇]

この度行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することは、

- 差し支えがない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

[ ]

〇〇 〇〇 様 [審査庁名 殿]

行政不服審査会

追加の主張書面又は資料の提出について（通知）

諮問番号に係る審査請求事件（事件名）については、令和〇年〇月〇日付け（記号）第〇号により、主張書面又は資料の提出期限等を通知したところですが、追加の主張書面又は資料の提出につき、その提出期限等を下記のとおり改めて定めましたので、通知します。

記

1 追加の主張書面又は資料の提出期限

令和〇年〇月〇日（曜日）

2 改めて提出期限を定める理由

3 追加の主張書面又は資料の提出方法

追加の主張書面又は資料は、持参、郵送、電子メール又はファックスにて当審査会に提出してください。提出された主張書面又は資料は、返還いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

また、電子メールにて送付される場合には、事務局における受信確認のため、下記担当者宛にお電話をいただきますよう、お願いします。主張書面又は資料はPDFファイルで送付願います（PDFファイル以外で送付する必要がある場合、また、大容量のファイル（10MB以上）を送付する場合には、あらかじめ、下記担当者まで御相談ください。）。

なお、提出された追加の主張書面又は資料は、行政不服審査法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせ、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなた〔貴庁〕の意見を、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する追加の主張書面又は資料に添付してください。ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた〔貴庁〕の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

電子メールアドレス：〇〇〇@soumu.go.jp

## 提出する主張書面又は資料の取扱いについて

行政不服審査会 御中

令和 年 月 日

(氏 名) [審査庁名〇〇 〇〇]

この度行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することは、

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

( )

〇〇 〇〇 様

行政不服審査会

諮問事件の係属等について（通知）

1 諮問事件の係属及び諮問番号等の決定について

あなたが令和〇年〇月〇日に〇〇（審査庁）に対して提起した審査請求に関し、審査庁から当審査会に対し諮問がされ、下記のとおり諮問番号、事件名及び担当部会が決定しましたので、通知します。

記

- （1）諮問番号： 諮問番号
- （2）事件名： 〇〇〇〇〇〇〇〇
- （3）担当部会： 第〇部会

2 審査庁から提出された事件記録の写し等の標題について

本件諮問事件に関し、審査庁から当審査会に提出された事件記録の写し及び諮問説明書の標題は、別紙1（「事件記録の写し及び諮問説明書の標題」）に記載のとおりです。

3 主張書面又は資料の提出について

本件諮問事件について、行政不服審査法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面等を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には、下記の期限内に提出してください。

記

- （1）主張書面又は資料を提出する場合の提出期限  
令和〇年〇月〇日（曜日）
- （2）提出方法

主張書面又は資料は、持参、郵送、電子メール又はファックスにて当審査会に提出してください。提出された主張書面又は資料は、返還いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

また、電子メールにて送付される場合には、事務局における受信確認のため、下記担当者宛にお電話をいただきますよう、お願いします。主張書面又

は資料はPDFファイルで送付願います（PDFファイル以外で送付する必要がある場合、また、大容量のファイル（10MB以上）を送付する場合には、あらかじめ、下記担当者まで御相談ください。）。

なお、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせ、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなたの意見を、別紙2（「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」）に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなたの意見と異なる場合があることを御承知おきください。

#### 4 当審査会における諮問事件の調査審議の流れ等について

当審査会における諮問事件の調査審議の流れやよくある質問への回答については、当審査会の下記ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/fufukushinsa/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/index.html))

○ 総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)からのアクセス方法

上部の「組織案内」をクリック⇒「審議会・委員会・会議等」をクリック⇒「行政不服審査会」をクリック

担当：○○ ○○

連絡先：○○○○

電子メールアドレス：○○○@soumu.go.jp

(別紙 1)

事件記録の写し及び諮問説明書の標題

**【事件記録の写し】**

(審査請求書及び添付資料)

審査請求書 (令和○年○月○日付け)

資料 1 . . . . .

(弁明書及び添付資料)

弁明書 (○○作成、令和○年○月○日付け)

資料 2 . . . . .

. . . . .

**【諮問説明書】**

諮問説明書

(別紙 2)

## 提出する主張書面又は資料の取扱いについて

行政不服審査会 御中

令和 年 月 日

(氏 名) ○○ ○○

---

この度行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することは、

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

[ ]

〇〇 〇〇 様  
[審査庁名 殿]

行政不服審査会

主張書面 [補充の諮問説明書] 又は資料の提出の求めについて

諮問番号に係る審査請求事件（事件名）について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第74条の規定に基づき、下記のとおり主張書面 [補充の諮問説明書] 又は資料の提出を求めます。

記

- 1 主張書面 [補充の諮問説明書] 又は資料の提出期限  
令和〇年〇月〇日（曜日）
- 2 提出を求める主張書面 [補充の諮問説明書] 又は資料及びその提出方法  
任意の様式により作成した〇〇についての主張書面 [補充の諮問説明書、資料] を持参、郵送、電子メール又はファックスにて当審査会に提出してください。提出された主張書面又は資料は、返還いたしませんので、あらかじめ御了承ください。  
また、電子メールにて送付される場合には、事務局における受信確認のため、下記担当者宛にお電話をいただきますよう、お願いします。主張書面又は資料はPDFファイルで送付願います（PDFファイル以外で送付する必要がある場合、また、大容量のファイル（10MB以上）を送付する場合には、あらかじめ、下記担当者まで御相談ください。）。  
なお、提出された主張書面 [補充の諮問説明書] 又は資料は、行政不服審査法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせ、又はその写し等を交付することがあり得ますので、それについてのあなた [貴庁] の意見を、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面 [補充の諮問説明書] 又は資料に添付してください。ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた [貴庁] の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

電子メールアドレス：〇〇〇@soumu.go.jp

## 提出する主張書面又は資料の取扱いについて

行政不服審査会 御中

令和 年 月 日

氏 名 [審査庁名〇〇 〇〇]

この度行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することは、

差し支えない。

適当ではない。

(適当ではない理由)

[ ]

様式第5号（口頭説明の求め）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様  
[審査庁名 殿]

行政不服審査会

口頭説明の求めについて

諮問番号に係る審査請求事件（事件名）について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第74条の規定に基づき、下記1の事項について口頭での説明を聴取します。ついては、下記2の日時・場所に出席してください。

記

- 1 口頭説明を求める事項  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇について
- 2 口頭説明の聴取の日時及び場所
  - (1) 日時  
令和〇年〇月〇日 〇時から〇時まで
  - (2) 場所  
行政不服審査会第〇会議室（中央合同庁舎第2号館5階）
- 3 出席を求める者  
〇〇課長 [〇〇を説明することが可能な者]  
※ 本項目は、審査庁の場合のみ記載する。
- 4 口頭説明を聴取する審査会委員の氏名：〇〇 〇〇  
※ 本項目は、会長若しくは部会長又は総会若しくは部会で指名された委員が行う場合にのみ記載する。
- 5 その他留意事項
  - ・説明の内容を正確に記録する観点から、当日説明する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。
  - ・当日、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

様式第6号（口頭意見陳述を行う意思の確認）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様  
[審査庁名 殿]

行政不服審査会

口頭意見陳述の申立てについて（照会）

あなた〔貴庁〕は、**諮問番号**に係る審査請求事件（**事件名**）について、行政不服審査法第75条第1項の規定に基づき、当審査会に対し、口頭で意見を述べる  
ことができます。

口頭での意見の陳述（口頭意見陳述）を希望する場合には、別紙「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、令和〇年〇月〇日までに、持参、郵送又はファックス送信の方法で当審査会に提出してください。

※ 別紙として、様式第10号の「口頭意見陳述申立書」の様式書面を添付する。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

様式第7号（陳述依頼書）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

行政不服審査会

### 陳述依頼書

諮問番号に係る審査請求事件（事件名）について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第74条の規定に基づき、下記1の事項について、下記2の日時・場所に出席の上、陳述をお願いします。

#### 記

1 陳述を求める事項

〇〇〇〇〇〇〇〇について

2 陳述日時及び場所

(1) 日時：令和〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

(2) 場所：行政不服審査会第〇会議室（中央合同庁舎第2号館5階）

3 出席に要する経費の支給

旅費（又は交通費）

4 陳述を聴取する審査会委員の氏名：〇〇 〇〇

※ 本項目は、総会又は部会に指名された委員が行う場合にのみ記載する。

5 その他留意事項

- ・陳述の内容を正確に記録する観点から、当日陳述する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。
- ・当日、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第8号（鑑定依頼書）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

行政不服審査会

鑑定依頼書

諮問番号に係る審査請求事件（事件名）について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第74条の規定に基づき、下記の事項について、鑑定をお願いします。

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

様式第9号（旅費等放棄書）

令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

（住所）

\_\_\_\_\_

（氏名）

\_\_\_\_\_

〔旅費・鑑定料〕 放棄書

〇〇〇第〇〇号で依頼のありました件については、〔旅費・鑑定料〕を放棄いたします。

様式第9号の2（その他調査の依頼）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

関係行政機関の長名 殿

行政不服審査会

調査の実施について（依頼）

諮問番号に係る審査請求事件（事件名）について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第74条の規定に基づき、下記1の事項について、下記2の期限までに〔下記2の方法により〕、回答をお願いします。

記

1 調査事項

〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

※ 書面による回答を求める場合は以下を記載

2 回答期限

令和〇年〇月〇日（曜日）

3 回答の方法

任意の様式により作成した上記1の事項に係る書面を持参、郵送又はファックス送信の方法で当審査会に提出してください。

※ 意見の開陳を求める場合は以下を記載

2 回答の方法等

以下の日時及び場所に出席の上、回答してください。

(1) 日時：令和〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

(2) 場所：行政不服審査会第〇会議室（中央合同庁舎2号館5階）

3 出席に要する経費の支給

旅費（又は交通費）

4 回答を聴取する審査会委員の氏名：〇〇 〇〇

※ 本項目は、総会又は部会に指名された委員が行う場合にのみ記載する。

5 その他留意事項

- ・回答の内容を正確に記録する観点から、当日回答する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。
- ・当日、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

## 口頭意見陳述申立書

令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

住 所  
氏 名 [審査庁名〇〇 〇〇]  
電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件について、行政不服審査法第75条第1項の規定に基づき、下記2及び3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

### 記

#### 1 審査請求に係る諮問事件

- (1) 諮問番号（不明な場合は審査請求年月日）
- (2) 審査庁名
- (3) 諮問事件名（不明な場合は審査請求に係る処分又は不作為の名称）

#### 2 口頭意見陳述を希望する日時

- ①
- ②
- ③

#### 3 行政不服審査法第75条第2項の規定に基づく補佐人の同伴の許可申請

- (1) 補佐人の同伴を必要とする理由

- (2) 補佐人の住所、氏名及び職業

(住所)

(氏名)

(職業)

(記入の際の留意事項)

ア 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ 2の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。

ウ 3は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

〇〇 〇〇 様  
[審査庁名 殿]

行政不服審査会

口頭意見陳述の実施について（通知）

諮問番号に係る審査請求事件（事件名）に関し、令和〇年〇月〇日付けをもって申立てのありました口頭意見陳述については、下記のとおり実施することとしましたので、通知します。

記

1 口頭意見陳述の日時及び場所

(1) 日時

令和〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

(2) 場所

行政不服審査会第〇会議室（中央合同庁舎第2号館5階）

2 補佐人の同伴

許可する場合

次の補佐人を同伴することを許可します。

（補佐人氏名）〇〇 〇〇

許可しない場合

補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。

（理由）

3 口頭意見陳述を聴取する審査会委員の氏名：〇〇 〇〇

※ 本項目は、総会又は部会に指名された委員が行う場合にのみ記載する。

4 その他留意事項

- ・陳述された意見の内容を正確に記録する観点から、当日陳述する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。
- ・当日、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

（注）口頭意見陳述の際は、この通知書を持参してください。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

様式第12号（口頭意見陳述を実施しない旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様  
[審査庁名 殿]

行政不服審査会

口頭意見陳述について（通知）

諮問番号に係る審査請求事件（事件名）に関し、令和〇年〇月〇日付けをもって申立てのありました口頭意見陳述については、[〇〇の理由により] 実施しないこととしましたので、通知します。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

## 主張書面等閲覧等請求書

令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

住 所

氏 名 [審査庁名〇〇 〇〇]

電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件に関して行政不服審査会に提出された下記2の主張書面等について、行政不服審査法第78条第1項の規定に基づき、下記3のとおり閲覧等を求めます。

### 記

#### 1 審査請求に係る諮問事件

- (1) 諮問番号（不明な場合は審査請求年月日）
- (2) 審査庁名
- (3) 諮問事件名（不明な場合は審査請求に係る処分又は不作為の名称）

#### 2 求める主張書面等の名称等

- 【例】
- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
  - ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
  - ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

#### 3 求める閲覧及び交付の方法等

- 閲覧を求める。
  - ・ 希望する閲覧時期（期間を記載）
- 写し等の交付を求める。
  - ・ 複写の方法
    - 両面 、  片面
    - 白黒 、  カラー（主張書面等がカラーの場合に限る。）
  - ・ 交付の方法
    - 手交 、  送付（郵送）

（注）3の「求める閲覧及び交付の方法等」については、該当するものの□にチェックの上、必要な事項を記載する。

様式第14号（主張書面等の閲覧等についての意見照会）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様  
[審査庁名 殿]

行政不服審査会

主張書面等の閲覧等についての意見について（照会）

あなた[貴庁]が令和〇年〇月〇日に当審査会に提出した下記の主張書面等について、審査請求人[審査庁、参加人]から、行政不服審査法第78条第1項の規定に基づく閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]の求めがありましたので、当該審査請求人[審査庁、参加人]に対する当該主張書面等の閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]について、同条第2項本文の規定に基づき、あなた[貴庁]の意見を求めます。

つきましては、あなた[貴庁]の意見を、別紙「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、令和〇年〇月〇日までに、持参、郵送又はファックス送信の方法で当審査会に提出してください。ただし、閲覧等の請求に対する当審査会の判断が、あなた[貴庁]の意見と異なる場合があることを御承知おきください。また、上記期限までにあなた[貴庁]の意見が提出されない場合には、特段の意見がないものとして、閲覧させる[写し等を交付する]か否かを当審査会で判断することがありますので、御留意ください。

記

**【例】**

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

## 提出した主張書面又は資料の取扱いについて

行政不服審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名) [審査庁名〇〇 〇〇]

行政不服審査会に令和〇年〇月〇日に提出した〇〇[具体的主張書面等の名称を記入]について、行政不服審査法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することは、

- 差し支えない。
- 適當ではない。

(適當ではない理由)

[ ]

〇〇 〇〇 様 [ 審 査 庁 名 殿 ]

行政不服審査会

主張書面等の閲覧等の実施について（通知）

令和〇年〇月〇日付けをもって請求のありました下記の主張書面等の閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]については、実施することとしましたので、行政不服審査会運営規則第16条第3項の規定により、通知します。

※ 以下は、審査請求人又は参加人に対する写し等の交付の場合のみ記載する。

写し等の交付については、別紙の「主張書面等交付実施申出書」（様式第17号）に必要な手数料の額の収入印紙を貼付するとともに、実施方法の変更を希望する場合には必要事項を記載して、令和〇年〇月〇日までに、持参又は郵送の方法で当審査会に提出してください。

なお、手数料は、審査会事務局（執務室）において現金で納付することもできます。ただし、現金書留等を用いて現金を送付することにより納付することはできません。

記

- 1 閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]を実施する主張書面等の名称等

【例】 ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料  
・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料

※ 閲覧等を実施する主張書面等の中に開示しない部分がある場合には、その部分及び開示しない理由を記載する。

※ 閲覧等の求めに係る主張書面等が多数にわたる場合には、上記の内容は別表に記載する。

- 2 閲覧又は写し等の交付（手交に限る。）ができる日時、場所

- (1) 日時

令和〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

- (2) 場所

総務省情報公開閲覧室（中央合同庁舎第2号館2階）

※ 写し等の交付（手交に限る。）の場合には、「行政不服審査会事務局執務室（中央合同庁舎第2号館5階）」と記載する。

### 3 写し等の交付に係る手数料の額

※ 審査請求人又は参加人に対する写し等の交付の場合のみ記載する。

※ 手数料の額については、手数料の減額（免除）申請がなされている場合には、減額（免除）を行うか否かの決定結果を踏まえて記載する。

(注) 写し等の交付については、送付による交付を希望する場合には、手数料とは別に送付の費用（郵送料）が必要となること（郵便切手〇〇〇〇円分を同封してください。なお、これより大きい額の郵便切手を同封された場合は、当該同封された郵便切手をそのまま使用しますので、御了承ください。）、また、郵送日が上記閲覧等開始日より若干遅れることに留意してください。

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様  
[審査庁名 殿]

行政不服審査会

主張書面等の閲覧等について（通知）

令和〇年〇月〇日付けをもって請求のありました下記1の[別表に掲げる]主張書面等の閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]については、下記2の[別表記載の]理由により実施しないこととしましたので、行政不服審査会運営規則第16条第3項の規定により、通知します。

記

- 1 閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]を実施しないこととした主張書面等の名称

**【例】**

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

- 2 閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]を実施しない理由

※閲覧等を実施しないこととした主張書面等が多数にわたる場合には、記以下の内容は別表に記載する。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

主張書面等交付実施申出書

令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

住 所  
氏 名  
電話番号

令和〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により通知のありました主張書面等の交付について、行政不服審査会運営規則第 16 条第 3 項の規定に基づき、交付の実施の申出をします。

○交付手数料の納付方法

収入印紙

交付手数料  _____ 円	（ここに収入印紙を貼付してください）
----------------------	--------------------

現金（審査会事務局（執務室）での納付に限る。）

○写し等の送付による場合：同封する郵便切手の額 円分

○交付の実施方法

（実施方法の変更を希望する場合のみ記載してください。）

- ・ 複写の方法
  - 両面 、  片面、  白黒 、  カラー
- ・ 交付の方法
  - 手交 : 希望する手交日時
  - 送付（郵送） : 送付に要する費用として同封する郵便切手の額

- （注） 1 「交付手数料の納付方法」は、該当するものの□にチェックの上、必要な事項の記載及び収入印紙の貼付をする。
- 2 「交付の実施方法」については、主張書面等閲覧等請求書に記載した内容からの変更を希望する場合に、該当するものの□にチェックの上、必要な事項の記載等をする（変更を希望しない場合には、記載不要）。

〇〇〇第〇〇〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

[審査庁名 殿]

行政不服審査会

主張書面等の閲覧等の実施決定について（通知）

あなた[貴庁]から提出された下記の主張書面等について、令和〇年〇月〇日付けで審査庁[審査請求人、参加人]から行政不服審査法第78条の規定に基づく閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]の請求がありました。

当該主張書面等については、あなた[貴庁]から、令和〇年〇月〇日付けの「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」により、閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]に供することは適当ではない旨の回答を得ておりますが、当該閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]の請求について、当審査会において審議した結果、審査庁[審査請求人、参加人]の閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]に係る利益を考慮すれば、閲覧を拒む正当な理由があるとは認められないと判断し、これを実施することに決定しましたので、通知します。

記

閲覧[写し等の交付、閲覧及び写し等の交付]を実施することを決定した主張書面等の名称

**【例】**

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

## 交付手数料減額（免除）申請書

令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

住 所

氏 名

電話番号

行政不服審査法施行令第23条で準用する同令第13条第2項の規定に基づき、下記1の主張書面等について、下記2及び3のとおり、交付に係る手数料の減額又は免除を申請します。

### 記

#### 1 交付を求める主張書面等の名称等

##### 【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

#### 2 減額又は免除を求める額

#### 3 減額又は免除を求める理由

- ① 生活保護法第11条第1項第〇号に規定する扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ② その他

(注) 1 ①又は②のいずれかに〇印を付してください。

2 ①に〇を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

3 ②に〇を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

様式第20号（交付手数料の減額（免除）を実施する旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

行政不服審査会

交付手数料の減額（免除）の実施について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました交付手数料の減額〔免除〕申請について、行政不服審査法施行令第23条で準用する同令第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり減額〔免除〕することとしましたので、通知します。

記

1 交付を求める主張書面等の名称及び交付の実施方法

(1) 主張書面等の名称

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

(2) 交付の実施方法

2 交付手数料を減額〔免除〕する額

担当：〇〇〇〇  
連絡先：〇〇〇

様式第21号（交付手数料の減額（免除）を実施しない旨の通知）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

行政不服審査会

交付手数料の減額（免除）について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました交付手数料の減額〔免除〕申請については、行政不服審査法施行令第23条で準用する同令第13条第1項に規定する減額〔免除〕事由に該当しないため、減額〔免除〕しないこととしましたので、通知します。

記

1 交付を求める主張書面等の名称

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

2 減額〔免除〕を求める交付手数料の額

3 減額〔免除〕しない理由等

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様  
[審査庁名 殿]

行政不服審査会

調査審議の手続の併合について（通知）

あなたが審査庁に対して行った審査請求に係る下記の諮問事件については、行政不服審査法施行令第21条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を併合しましたので、通知します。

[下記の諮問事件については、行政不服審査法施行令第21条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を併合しましたので、通知します。]

記

- 1 諮問番号： 諮問番号  
事件名： . . . .
- 2 諮問番号： 諮問番号  
事件名： . . . .

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

様式第23号（調査審議手続の分離の通知）

〇〇〇第〇〇〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

[審査庁名 殿]

行政不服審査会

調査審議の手続の分離について（通知）

令和〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により調査審議の手続の併合の通知をしました下記の諮問事件については、行政不服審査法施行令第21条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を分離しましたので、通知します。

記

- 1 諮問番号： 諮問番号  
事件名： . . . .
- 2 諮問番号： 諮問番号  
事件名： . . . .

担当：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇

様式第24号（審理手続の承継の通知）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

審 査 庁 名  
〇〇 〇〇

審理手続の承継について（通知）

諮問（諮問番号）に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第15条の規定による審理手続の承継がありましたので、通知します。

記

- 1 承継した者の氏名又は名称、住所（居所）又は所在地及び連絡先（電話番号等）
- 2 承継の理由

（別紙）

- 審査請求人地位承継届出書（写し）
- 審査請求人地位承継許可申請書（写し）
- 審査請求人地位承継許可（決定）書（写し）

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

様式第25号（審査庁の変更の通知）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

行政機関の長  
〇〇 〇〇

審査庁の変更について（通知）

〇〇〇法（法律番号）の制定に伴い、令和〇年〇月〇日付けをもって、諮問番号の事件に係る審査庁は、当〇〇〇に変更されましたので、通知します。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

様式第26号（総代の選任・解任の通知）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

審査庁名  
〇〇 〇〇

総代の選任〔解任〕について（通知）

諮問（諮問番号（※））に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第11条の規定に基づき、総代が選任〔解任〕されましたので、通知します。

記

選任〔解任〕された総代の氏名、住所（居所）及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- 総代互選書（写し）
- 総代互選命令書（写し）
- 総代互選通知書（写し）
- 総代解任届（写し）
- 総代更てつ（資格喪失）届（写し）

※ 諮問番号が未定の場合には、諮問書の記号番号を記載する。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

様式第27号（代理人の選任・解任の通知）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

行政不服審査会 御中

審査庁名  
〇〇 〇〇

代理人の選任〔解任〕について（通知）

諮問（諮問番号（※））に係る審査請求事件について、下記のとおり、行政不服審査法第12条第1号〔第13条第3項〕に規定する代理人が選任〔解任〕されましたので、通知します。

記

選任〔解任〕された代理人の氏名、住所及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- 委任状（写し）
- 代理人解任届（写し）

※ 諮問番号が未定の場合には、諮問書の記号番号を記載する。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇

様式第28号（答申書の交付）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

審査庁名 殿

行政不服審査会

答申書の交付について

諮問番号に係る審査請求事件（事件名）について、別添のとおり答申書を交付  
します（答申番号）。

※ 別添として答申書を添付する。

様式第29号（答申書又はその写しの受領書）

行政不服審査会 御中

受 領 書

令和〇年〇月〇日、諮問（諮問番号）に係る答申書（答申番号）[の写し]を受領しました。

（所属）

\_\_\_\_\_

（署名）

\_\_\_\_\_

（注） 審査請求人及び参加人の場合は、署名のみ。

様式第30号（答申書の写しの送付）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

行政不服審査会

答申書の写しの送付について

諮問番号に係る審査請求事件（事件名）については、令和〇年〇月〇日に答申をいたしましたので、行政不服審査法第79条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

※ 答申書の写しには、様式第28号の交付書面の写しを添付する。

様式第31号（答申書の更正の通知）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

審査庁名 殿

行政不服審査会

答申書の更正について（通知）

令和〇年〇月〇日付け答申（答申番号）について、行政不服審査会運営規則第27条第1項の規定により、別紙のとおり更正をしましたので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

担当：〇〇〇〇  
連絡先：〇〇〇

(別 紙)

※ 任意の形式でよいが、「誤り部分」と「更正部分」とが明らかとなるように（どこをどのように修正したのかが分かるように）記述する。

様式第32号（答申書の更正通知の写しの送付）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

行政不服審査会

答申書の更正について（写しの送付）

〇〇大臣（※審査庁のこと）宛ての令和〇年〇月〇日付け答申（答申番号）  
について、行政不服審査会運営規則第27条第1項及び第2項の規定により、  
令和〇年〇月〇日に更正をし、審査庁に対して通知しましたので、同条第3項  
の規定に基づき、その写しを送付します。

※ 答申書の更正の写しには、様式第31号の通知書面の写しを添付する。

担当：〇〇〇〇  
連絡先：〇〇〇

様式第33号（裁決書の写しの提出依頼）

〇〇〇第〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

審 査 庁 名 殿

行政不服審査会

裁決書の写しの提出について（依頼）

答申番号に係る審査請求事件について、裁決を行った場合には、速やかに当該裁決に係る裁決書の写しを提出願います。

担当：〇〇 〇〇  
連絡先：〇〇〇〇